

避難行動要支援者支援制度

問 同意書確認書の提出…地域福祉課福祉政策担当
制度全般…防災課危機管理係

市では、災害対策基本法に基づき、災害発生時にみずから避難することが困難で、特に支援を必要とする方（避難行動要支援者）の名簿を作成し、災害時の避難支援等に役立てています。

6月30日付けで、対象の方へ黄色い封筒で避難行動要支援者制度の同意確認書を送付していますので、届いた方は中の書類を確認し、必ず提出をお願いします。また、みずから身を守るという「自助」の意識を持ち、日頃から避難場所への経路の把握、避難訓練への参加等に取り組みましょう。

なお、以前に同意確認書を提出した方で、不同意から同意、または同意から不同意に変更したい方は地域福祉課または防災課へご連絡ください。



贈らない！求めない！受け取らない！

政治家の寄附禁止PR強化期間

問 選挙管理委員会事務局

政治家や候補者が、選挙区内の人にお金や物を贈ることは法律で禁止されています。例えば、お中元、盆踊りや夏祭りの際の祝儀、飲食物の差し入れも、禁止されている寄附にあたります。また、有権者が政治家や候補者に寄附や差し入れを求めることや、お祭りなどでの供応も禁止されています。

これら法律で禁止されている寄附が行われやすいことを考慮し、東京都選挙管理委員会は7月から8月までの2か月間を「政治家の寄附禁止PR強化期間」と設定しています。市選挙管理委員会および明るい選挙推進協議会では、寄附の禁止について、より一層の周知を図ることを目的にポスターの掲示やパンフレットの配布などを行います。



女性しごと応援キャラバン&個別相談会 in 青梅

問 女性しごと応援キャラバン運営事務局☎03-6734-1346
市市民安全課ジェンダー平等担当

久しぶりでも大丈夫！「通る書類作成のポイント」

応募書類の書き方、自己PR、志望動機の作り方など、今すぐ実践できるノウハウを学びましょう。

日時 8月21日（木） 午前10時～正午

※セミナー終了後、希望者には個別相談会を行います。
（先着10人、1人30分、要事前申込）

会場 S&Dたまぐーセンター

対象 働きたい女性の方※受講には、東京しごとセンター多摩の利用登録が必要です。（当日会場で登録可）

講師 女性しごと応援キャラバン講師

定員 先着40人（予約制）

申し込み 7月16日から、電話☎03-6734-1346または女性しごと応援キャラバン運営事務局ホームページ（2次元コード）から

その他 託児あり（8月15日の正午までに要事前申し込み、先着10人、対象月齢6か月～就学前）



原爆展

問 市民安全課市民安全係

今から80年前の8月6日には広島に、8月9日には長崎に原爆が投下されました。市では、日本非核宣言自治体協議会および平和首長会議作成のポスター展を開催します。当時の状況を想像しながら、平和について考える機会としてぜひご覧ください。

原爆展テーマ 「核兵器と戦争に関する16の問い展」
「平和首長会議原爆ポスター展」

期間 7月29日（火）～8月15日（金） 会場 市役所1階ロビー



ごみ類の焼却禁止

問 環境政策課環境対策係

ごみ類の焼却は、法律や都の条例により原則として禁止されています。ごみ類は、資源と分別し、市の収集等へ出すなど、適正に処分してください。

たき火やバーベキューなどであっても、火災やにおいの原因となるおそれがありますので、風向きや近隣における洗濯物の有無を確認するなど、最大限の配慮を心がけましょう。近隣の方から煙のにおいや、すすの粉じんに関する相談が寄せられる場合には、中止していただくことがあります。

近隣で違法な焼却行為を見かけた場合は、ご連絡ください。

国民健康保険に加入している方へ

特定疾病療養受療証の発行

問 保険年金課給付係

青梅市国民健康保険に加入し、次のいずれかの病気で治療を受けている方は、申請すると一部負担金が軽減されます。

対象

- ・人工透析を実施している慢性腎不全
- ・血しょう分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害または先天性血液凝固第Ⅸ因子障害
- ・抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群

自己負担限度額 1万円

※70歳未満の方の人工透析は所得により負担限度額が2万円となる場合があります。

※自己負担限度額の判定には所得の申告が必要です。

申請方法

医師の意見書等（病名と治療を受けていることが確認できるもの）、本人確認書類をお持ちのうえ、保険年金課（市役所1階7番窓口）へ

受診方法

資格確認書等と併せて特定疾病療養受療証を医療機関・薬局へ提示してください。

※マイナ保険証をご利用の方は、受診時に特定疾病区分の表示に同意すれば特定疾病療養受療証の提示は不要です。（特定疾病療養受療証の交付申請は従来どおり必要です。）

※既に受療証をお持ちの方には7月下旬に新しい受療証を送付します。

マイナ保険証での受診が困難な方へ

資格確認書の交付について

問 保険年金課資格賦課係

マイナ保険証を保有している方で、ご高齢の方や障がいをお持ちの方など、マイナ保険証での受診が困難な方は、申請によりマイナ保険証の利用登録を解除せずに資格確認書を取得することができます。詳しくはホームページをご覧ください。

※75歳以上の後期高齢者医療制度に加入している方は、マイナ保険証保有の有無にかかわらず、申請しなくても資格確認書が交付されます。

※国民健康保険以外の健康保険に加入中の方は各保険者にお問い合わせ下さい。



年金事務所への相談は事前予約がお勧め

問 予約専用電話☎0570-05-4890
青梅年金事務所☎30-3410

年金見込み額等の相談や、年金の請求・受給者死亡等の手続きは、事前に予約をすることで、スムーズになります。予約の際は、必ず基礎年金番号の分かるものが必要です。詳しくは日本年金機構ホームページ（2次元コード）をご覧ください。

